

令和4年大府市議会第4回定例会提出議案（議会関係その2）

【条 例】

委員会提出議案第1号 大府市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

提出委員会 議会運営委員会

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正及び個人情報保護法制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大府市条例第 号）による大府市個人情報保護条例（平成17年大府市条例第3号）の廃止に伴い、大府市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの

（内 容）

第1章 総則

第1条 目的について規定した。

第2条 この条例における用語の意義について規定した。

第3条 議会の責務について規定した。

第2章 個人情報等の取扱い

第4条 個人情報の保有の制限等について規定した。

第5条 利用目的の明示について規定した。

第6条 不適正な利用の禁止について規定した。

第7条 適正な取得について規定した。

第8条 正確性の確保について規定した。

第9条 安全管理措置について規定した。

第10条 従事者の義務について規定した。

第11条 漏えい等の通知について規定した。

第12条 利用及び提供の制限について規定した。

第13条 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求について規定した。

第14条 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求について規定した。

第15条 仮名加工情報の取扱いに係る義務について規定した。

第16条 匿名加工情報の取扱いに係る義務について規定した。

第3章 個人情報ファイル

第17条 個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定した。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

第18条 開示請求権について規定した。

第19条 開示請求の手続について規定した。

第20条 保有個人情報の開示義務について規定した。

第21条 部分開示について規定した。

- 第22条 裁量的開示について規定した。
- 第23条 保有個人情報の存否に関する情報について規定した。
- 第24条 開示請求に対する措置について規定した。
- 第25条 開示決定等の期限について規定した。
- 第26条 開示決定等の期限の特例について規定した。
- 第27条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について規定した。
- 第28条 開示の実施について規定した。
- 第29条 他の法令による開示の実施との調整について規定した。
- 第30条 手数料について規定した。

第2節 訂正

- 第31条 訂正請求権について規定した。
- 第32条 訂正請求の手續について規定した。
- 第33条 保有個人情報の訂正義務について規定した。
- 第34条 訂正請求に対する措置について規定した。
- 第35条 訂正決定等の期限について規定した。
- 第36条 訂正決定等の期限の特例について規定した。
- 第37条 保有個人情報の提供先への通知について規定した。

第3節 利用停止

- 第38条 利用停止請求権について規定した。
- 第39条 利用停止請求の手續について規定した。
- 第40条 保有個人情報の利用停止義務について規定した。
- 第41条 利用停止請求に対する措置について規定した。
- 第42条 利用停止決定等の期限について規定した。
- 第43条 利用停止決定等の期限の特例について規定した。

第4節 審査請求

- 第44条 審理員による審理手續に関する規定の適用除外について規定した。
- 第45条 審議会への諮問について規定した。
- 第46条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續等について規定した。

第5章 雑則

- 第47条 適用除外について規定した。
- 第48条 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等について規定した。
- 第49条 個人情報等の取扱いに関する苦情処理について規定した。
- 第50条 施行の状況の公表について規定した。
- 第51条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定めることを規定した。

第6章 罰則

- 第52条～第56条 罰則について規定した。

(施行期日)

令和5年4月1日

(関係条例の一部改正)

大府市情報公開条例（平成12年大府市条例第1号）の一部改正

・本条例の制定に伴う規定を整備するもの

大府市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成17年大府市条例第1号）の一部改正

・大府市情報公開・個人情報保護審議会が本条例第45条第1項に規定する審査請求について調査審議する旨を規定するもの

大府市手数料条例（昭和45年大府市条例第49号）の一部改正

・情報公開・個人情報保護関係手数料に本条例第28条第1項の規定に基づく文書等の交付に係る手数料を追加するもの